

## 豊田市後付け外部給電装置設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、後付け外部給電装置設置費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、後付けの外部給電装置（以下「外部給電装置」という。）を販売及び設置することができる事業者に対し、当該装置を市民が使用する電動車に新たに販売及び設置した場合に要する経費の一部を補助することにより、外部給電装置の普及を促進し、停電時に電動車を動力源とした外部給電装置からの電源確保を通じた安全安心で環境に配慮したまちづくりの確保に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 市民

市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民として記録されている者のうち、外部給電装置を設置しようとする者をいう。

#### (2) 電動車

別表第1に定める自動車で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された個人の用途に供するもの

イ 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に第8条第1項の市民と同一の氏名が記載されているもの

ウ 使用する自動車に、外部給電装置が付いていないもの

#### (3) 外部給電装置

別表第2に定める装置をいう。

### (補助対象の事業者)

第4条 この補助金の対象者は、外部給電装置を販売及び設置できる事業者のうち、第7条第2項の規定により外部給電装置取扱事業者として認定された事業者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、外部給電装置取扱事業者が、第7条第1項で申請した販売店において、補助対象経費から、補助金を控除した金額を対価として、市民の使用する電動車に外部給電装置を販売及び設置する事業をいう。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、外部給電装置取扱事業者が、外部給電設備の販売及び設置に要する費用であって、別表第3に定める費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(外部給電装置取扱事業者の認定)

第7条 外部給電装置取扱事業者の認定の申請を行おうとするもの（以下「認定申請者」という。）は、豊田市後付け外部給電装置設置費補助金外部給電装置取扱事業者認定申請書（様式第1号）及び補助対象事業を実施する販売店の一覧（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、外部給電装置取扱事業者として適当であると認めるときは、豊田市後付け外部給電装置設置費補助金外部給電装置取扱事業者認定通知書（様式第3号）により、認定申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、外部給電装置取扱事業者として適当と認められないときは、豊田市後付け外部給電装置設置費補助金外部給電装置取扱事業者認定申請却下通知書（様式第4号）により、認定申請者に通知するものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、自ら使用する電動車に外部給電装置を設置するときは、外部給電装置を購入及び設置する前に、豊田市後付け外部給電装置設置費補助金設置予定届出書兼誓約書（様式第5号。以下「誓約書」という。）に、自動車検査証の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

2 市民は、誓約書を記載するにあたり、次の各号に掲げる事項を誓約し、署名しなければならない。

(1) 豊田市税の滞納がないこと

(2) 転売を目的として外部給電装置を設置しないこと

(3) 外部給電装置を設置する電動車を、個人の用途に供すること

- (4) 過去に当該補助金の適用を受けていないこと
- (5) 設置した外部給電装置については、設置日から1年間は、原則として処分（補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。以下同じ。）を行わないものとし、処分しようとするときは、設置した販売店に申し出るとともに、第9号の適用を受ける場合があることについて了承したこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (7) 外部給電装置の機能と適切な使用方法について、外部給電装置取扱事業者から説明を受けたこと
- (8) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと
- (9) 前各号の誓約事項に違反があった場合は、外部給電装置取扱事業者に対して、補助対象経費から自己負担分を差し引いた額を支払うこと
- (10) 外部給電装置設置後に発生した事故や車両又は住宅設備の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承したこと
- (11) 補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することについて了承したこと

#### （外部給電装置取扱事業者の業務）

第9条 外部給電装置取扱事業者は、市民から提出があった誓約書に、市の受付が完了していることを確認した上で、補助対象事業を行わなければならない。

- 2 外部給電装置取扱事業者は、外部給電装置の販売及び設置に際し、当該装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、市民に説明しなければならない。

#### （外部給電装置取扱事業者の取消し等）

第10条 市長は第7条第2項の規定による外部給電装置取扱事業者の決定の後、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、決定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を適切に行うことができないと市長が認めたとき
- (2) 偽りその他の不正な手段により、外部給電装置取扱事業者としての決定を受けたことが判明したとき
- (3) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき

(4) 外部給電装置取扱事業者の取消しの申出があったとき

- 2 市長は、前項により外部給電装置取扱事業者の取消しを行ったときは、遅滞なく、当該取消しを受けた者にその旨を通知するとともに、当該外部給電装置取扱事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

(外部給電装置取扱事業者の情報の変更に伴う承認申請)

第11条 外部給電装置取扱事業者は、第7条第2項の規定による外部給電装置取扱事業者の決定の通知を受けた後、住所、事業者名、販売店一覧及び設置する外部給電装置等の情報を変更しようとするときは、変更の内容を証する書類を添えて、豊田市後付け外部給電装置設置費補助金外部給電装置取扱事業者情報変更承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(外部給電装置取扱事業者の情報の変更の承認)

第12条 市長は前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容が適当と認められるときは、当該申請をした外部給電装置取扱事業者に通知（様式第7号）するものとする。

(補助金の額等)

- 第13条 補助金の額は、補助対象経費の総額に10分の9を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。
- 2 前項に規定する額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
  - 3 補助金の交付は、市民1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第14条 補助金の交付を受けようとする外部給電装置取扱事業者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の完了から2月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日（以下「申請期限」という。）までに、豊田市後付け外部給電装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出（以下「交付申請」という。）しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 誓約書の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 外部給電取扱事業者が発行する外部給電装置の名称、設置日、補助対象

経費及び補助対象経費から補助金の控除額を確認できる書類の写し

- (4) 代金の支払手続が完了したことを証する書類
- (5) その他市長が定めるもの

2 市長は、前項に定める補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、第8条第1項の誓約書及び交付申請の受付を中止することができる。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において速やかに交付の決定及び補助金の額の確定を行い、豊田市後付け外部給電装置設置費補助金交付決定兼確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第16条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、豊田市後付け外部給電装置設置費補助金交付申請取下げ届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 第15条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消)

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 本要綱の規定に違反したとき
- (3) 第16条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき

2 市長は、前項に基づき交付決定を取り消したときには、豊田市後付け外部

給電装置設置費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項に基づき交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命じることができる。

（処分制限の適用除外）

第19条 第8条第2項第5号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しないものとする。

- （1）天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で外部給電装置を処分するとき
- （2）その他市長が認めたとき

（市による調査）

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、外部給電装置取扱事業者に対し補助事業に関して必要な指示を出し、報告を求め、又は調査をすることができる。

（期日の特例）

第21条 第14条第1項に規定する申請期限について、「2月を経過した日」が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

- 2 第14条第1項に規定する申請期限について、「当該年度の3月31日」が市の休日に当たる場合は、当該年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

（暴力団排除）

第22条 豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、外部給電装置取扱事業者としない。

- 2 外部給電装置取扱事業者が、外部給電装置取扱事業者の決定及び交付の決定後に前項の規定に該当することとなったとき又は第7条及び第12条の規定による通知をしたときに前項の規定に該当することが判明したときには、外部給電装置取扱事業者の決定及び交付の決定を取り消すものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 電動車（第3条関係）

区分	要件
プラグインハイブリッド車	四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの。
ハイブリッド車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にハイブリッド車と記載されているもの。ただし、上記プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。
電気自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。
燃料電池自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池車と記載されているもの

別表第2 外部給電装置（第3条関係）

対象装置	要件
後付け外部給電装置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電動車に対して、後付けで設置できる車載用インバータ</li> <li>2 電動車に搭載されている補機用バッテリー等から、入力DC12Vで出力AC100V・1,500W以上※1の電力を正弦波※2で、安全かつ安定的に供給できるもの。</li> <li>3 未使用のもの</li> <li>4 以下の保護回路が全て実装されているもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力電圧低下保護</li> <li>・入力過電圧保護</li> <li>・過負荷保護</li> <li>・出力短絡保護</li> <li>・異常温度検出保護</li> <li>・入力逆接続保護</li> </ul> </li> <li>5 製品保証があるもの</li> <li>6 取扱説明書があるもの</li> </ol>

※1 定格出力で1,500W以上のもの。最大出力又は瞬間最大出力でしか1,500W以上出力できない装置は補助の対象外。

※2 矩形波、修正正弦波、疑似正弦波の装置は補助の対象外。

別表第3 補助対象経費（第6条関係）

対象装置	補助対象経費
後付け外部給電装置	インバータ、それに付随する配線の購入及び設置に係る費用。ただし、設置に際して行った電動車の故障箇所の修理又は補修若しくは改良又は改造に係る費用は除く。